

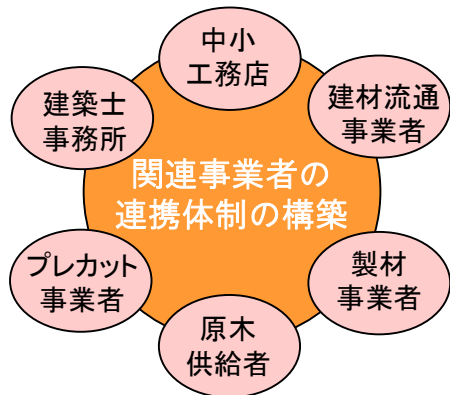
地域材の活用促進、安定的な木材確保等への 住宅局の対応について

令和5年2月
国土交通省住宅局
住宅生産課木造住宅振興室

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行うとともに、地域材の活用促進の支援を強化する。

下線部は令和5年度予算における拡充・見直し事項

グループの構築



共通ルールの設定

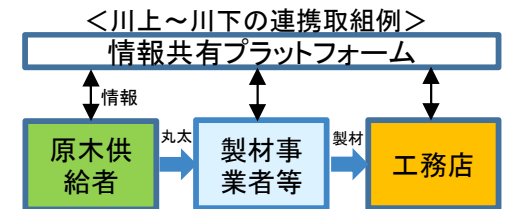
- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

安定的な木材確保に向けた取組

【補助対象、補助率、補助限度額】

・体制整備等に係る費用 定額等※ 1,000万円

※既存システム等の導入は補助率1/2



地域型住宅の整備

【補助対象、補助限度額】

認定長期優良住宅

ZEH・Nearly ZEH

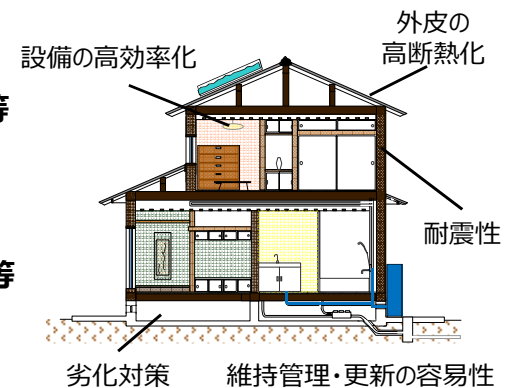
140万円/戸 等

認定低炭素住宅

ZEH Oriented

125万円/戸 等

補助対象となる住宅のイメージ



【加算措置（戸あたり）】

①地域材加算：30万円

・柱・梁・桁・土台の全てに地域材を使用
※過半に地域材を使用する場合は20万円

②地域住文化加算：20万円

・地域の伝統的な建築技術を活用

③三世同居/若者・子育て世帯加算：30万円

・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれかを複数箇所設置
・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯

④バリアフリー加算：30万円

・バリアフリー対策を実施

安定的な木材確保体制整備事業 (地域型住宅グリーン化事業の一部)

令和5年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

目的

木材の価格高騰・需給逼迫を踏まえ、中小工務店等による良質な木造住宅等整備の引き続きの促進を図るため、中小工務店、建材流通事業者、製材事業者、原木供給者など関係事業者の連携による安定的な木材確保に向けた先導的取組を促進する。

概要

①関係事業者等による協議会等のグループ設置

②仕組みの検討・システムの検討

- ・木材需要量、供給可能量、価格等に関する情報提供の仕組みの検討
- ・木材の安定確保のための取引・調達方法の合理化検討
- ・工務店等の与信や木材の過不足時の融通などのリスク対応の仕組みの検討
- ・既存システムの導入 等

③グループの体制整備

- ・事業者向けの説明会・研修会、消費者向け普及啓発 等

④省エネ性能等に優れた木造住宅の整備

認定長期優良住宅

認定低炭素住宅

ZEH・Nearly ZEH等

※グリーン化事業本体における支援（優先配分）

補助対象経費

下線部は令和5年度予算における見直し事項

- ・現況把握など必要な調査・整理
- ・検討資料作成、検討内容とりまとめ
- ・専門家への謝金、検討会の運営（会議室・機材のレンタル等）
- ・グループ関係者間で当面の需給情報をリアルタイムで共有するなど有効なシステムの大枠検討
- ・既存システム等の導入
- ・検討結果のグループ内事業者向け説明会 等

補助率・補助額

(補助限度額)

- ・体制整備等に係る費用 定額※ 1,000万円

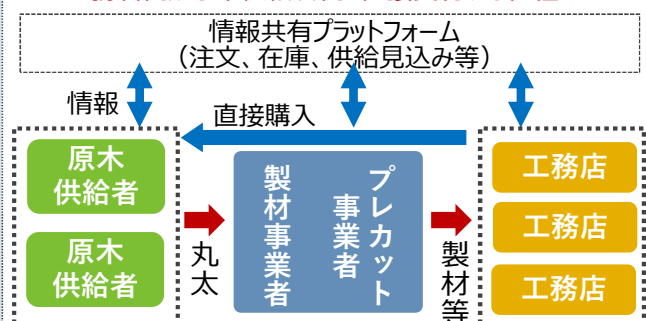
※既存システムの導入にかかる補助率は1/2

※応募状況や提案内容等にもよるが、10件程度の採択を想定。

事業主体類型の例

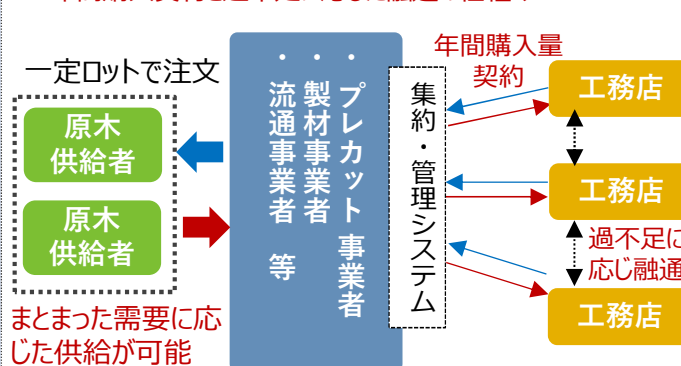
【川上・川下直結タイプ】

工務店側が原木供給者側と直接契約する仕組み



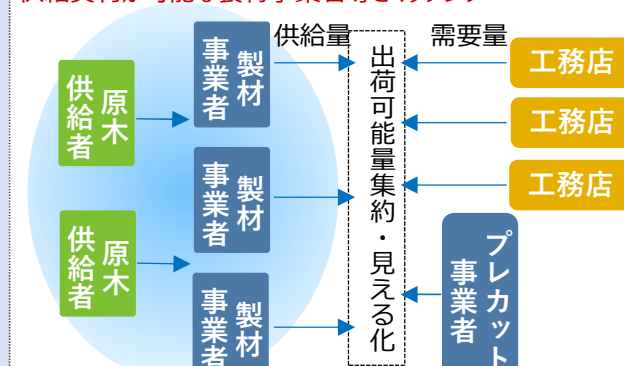
【需要集約－発注タイプ】

年間購入契約と過不足に応じた融通の仕組み



【出荷可能量集約－マッチングタイプ】

供給契約が可能な製材事業者等とマッチング



- これまで13の提案を採択し取組に対して支援。
- 体制の整備等が完了したものについて、今後、事例の展開を図る。

年度	No	グループ名	提案の概要
令和3年度補正	1	(一社)愛媛県中小建築業協会	<u>部材の共通化</u> ：各工務店が使用する木材の樹種・寸法等を共通化。川上・川中による生産・加工が大ロットで計画的にでき、安定確保に寄与。 <u>年間購入契約</u> ：工務店、製材事業者及びプレカット事業者が調整し、原木供給者と年間の購入量等を予め契約。川上・川中による生産・加工が計画的にでき、安定確保に寄与。 <u>需給情報の共有</u> ：原木供給者、製材事業者、プレカット事業者、工務店各社が、システムを通じて需要量や供給量等の情報を共有。各主体の需給情報が共有されることで、川下、川上・川中はそれぞれ計画的に工程計画、伐採・製材ができ、安定確保に寄与。
	2	(一社)JBN・全国工務店協会	<u>工務店の原木直接購入</u> ：工務店が原木供給者から直接原木を購入し、製材事業者やプレカット事業者に加工を依頼。木材需要が高まって直接購入した原木は確実に入手でき、流通過程で他事業者に買い負けて木材が確保出来ないリスクを回避。 <u>需給情報の共有</u>
	3	(一社)神奈川県木造住宅協会	<u>製材として流通しにくい材の活用</u> ：曲がり材や見た目が劣る材を集成材等として活用するため、工務店が川上・川中と連携し強度試験や製品開発を実施。通常は流通しない材の有効活用により、木材の安定確保に寄与。 <u>年間購入契約</u> <u>工務店間の木材融通</u> ：工務店の木材量が、想定していた需要を上回る等の場合、グループ内の工務店間で木材を融通することができ、安定確保に寄与。
	4	ぎふの木ネット協議会	<u>部材の共通化</u> 、 <u>年間購入契約</u> 、 <u>需給情報の共有</u>
	5	(一社)TOKYO WOOD 普及協会	<u>製材として流通しにくい材の活用</u> 、 <u>需給情報の共有</u>
	6	木造版ECI普及推進協議会	<u>需要の予測</u> ：過去の受発注データや在庫状況データ等をもとに木材の需要を予測。木材の事前の発注が可能となり、安定確保に寄与。 <u>需給情報の共有</u> <u>共同購入</u> ：グループ内の工務店で必要な木材量をまとめて発注。川上・川中による生産・加工が大ロットで計画的にできるようになり、安定確保に寄与。
	7	きのくに家(や)ネットワーク	<u>需給情報の共有</u>
	8	長崎すて木な家づくりの会	<u>部材の共通化</u> 、 <u>需給情報の共有</u>
	9	(一社)JBN・全国工務店協会	<u>工務店の原木直接購入</u> 、 <u>需給情報の共有</u>
令和4年度当初	10	(一社)奈良匠の会	<u>部材の共通化</u> <u>木材の分散ストック</u> ：工務店で資材を一括購入して川中でストック。在庫情報を共有し需給量の変動に対応。 <u>需給情報の共有</u>
	11	里山製材所	<u>需要の予測</u> 、 <u>需給情報の共有</u>
	12	共緑会 木材供給部会	<u>部材の共通化</u> 、 <u>需給情報の共有</u> 、 <u>需要の予測</u>
	13	彩の香り杉SCP協議会	<u>需給情報の共有</u> 、 <u>木材の分散ストック</u>

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

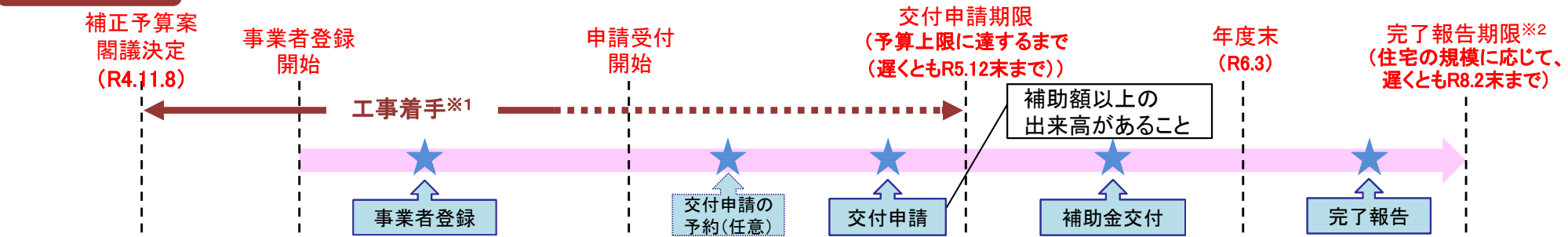
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
OZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円／戸

住宅のリフォーム*

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容 に応じて定める額 上限30万円／戸※
②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、 空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置 工事等(①の工事を行った場合に限る。)	
※ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	
※子育て世帯・若者夫婦世帯は、 上限45万円／戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円／戸)	
※安心R住宅の購入を伴う場合は、 上限45万円／戸	

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)とのワンストップ対応を予定